

2003年7月10日
(平成15年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

庁舎管理業務における藤沢市庁舎管理規則第11条に規定する時間外庁舎
出入者名簿のうち、市職員についての個人情報をコンピュータ利用するこ
とについて（答申）

2003年（平成15年）7月3日付けで諮問（第117号）された、庁舎管理業務
における藤沢市庁舎管理規則第11条に規定する時間外庁舎出入者名簿のうち、市職員
についての個人情報をコンピュータ利用することについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用をする必要性は次のとおり
である。

(1) 諮問するに至った経過

ア 現在、閉庁時間における庁舎の出入については、藤沢市庁舎管理規則第11条
に基づき、新館中央管理室において時間外庁舎出入者名簿に必要事項を記入させ
ることによって、管理している。また、第1・第2庁舎については、入庁希望者
がある度に、新館中央管理室の警備員が同行して解錠している。

イ しかし、時間帯によっては、職員と庁舎を利用する市民が新館中央管理室前に
集中し、時間外庁舎出入者名簿に記入するのに時間がかかる場合や、第1・第2
庁舎を解錠するために、新館中央管理室窓口が1人となることによって、閉庁時
に各種届出のために来庁した市民の手続に支障をきたしている場合がある。

ウ 今回、職員課において、職員氏名票をIDカードに変更することになったこと
に伴い、IDカード読み取り装置（リーダー）を設置して、従前の記入する方式

からIDカードで読み取る方式とすることになった。このため、職員の個人情報をコンピュータ利用することから、諮問するものである。

(2) コンピュータ利用をする必要性

IDカードで読み取る方式とすることによって、時間外庁舎出入者名簿を記入する際の混雑を緩和することを目的とするとともに、第1・第2庁舎にIDカードにより作動する電子錠を同時に設置することにより、閉庁時に来庁する市民へのサービスを向上させることを目的とするものである。職員以外の外郭団体職員や庁舎管理業務受託事業者職員については、任意の番号を付番するが、個人を特定することはできない。なお、実施時期は平成15年10月1日を予定している。

ア コンピュータ利用をする個人情報の項目

あらかじめ、新館中央管理室備え付けのパソコン1台とリーダーに、職員番号・所属課を入力しておき、職員がリーダーに通すことによって、職員番号・入退庁時刻がリーダーに記録される。週に1回、リーダーからデータを吸い上げ、6ヶ月間、職員の氏名・職員番号・所属課・入退庁時刻をパソコンで管理する。

イ リーダーの設置場所

新館中央管理室とし、リーダー及びリーダー連動の電子錠の設置個所は、本館南東側通用口（第2庁舎連絡口）・第2庁舎東側通用口・第1庁舎自動扉脇通用口の3ヶ所に設置する。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、コンピュータ利用を認めるものである。

(1) コンピュータ利用の必要性

時間外庁舎出入者名簿に記入する際の新館中央管理室前における混雑を緩和すること、また、閉庁時に来庁する市民の手續に対して迅速に対応することができることを目的としており、市民サービスの向上が図れることから、コンピュータ利用の必要性があると認められる。

(2) 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取り扱う項目は、本業務における必要最小限の項目であると認められる。

以 上